

処遇改善手当及び特定処遇改善手当支給要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、賃金規程第20条の規定に基づき、社会福祉法人あいプロジェクト（以下「本会」という。）が処遇改善手当及び特定処遇改善手当を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「経験・技能のある障害福祉人材」とは、毎年4月1日を基準日として本会にて概ね勤続年数が10年以上の職員（生活支援員、児童指導員、職業指導員、保育士、世話人）のうち、介護福祉士、社会福祉士又は精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有する者、心理指導担当職員、作業療法士、サービス管理責任者（サービス管理責任者の研修を修了した者を含む。）、児童発達支援管理責任者（児童発達支援管理責任者の研修を修了した者を含む。）、強度行動障害支援者養成研修修了者のうち、施設長が認めた支援業務を現に行う職員（兼務を含む）をいう。また、同等の技能があると施設長が認めた者。

2 この要綱において、「他の障害福祉人材」とは、経験・技能のある障害福祉人材に該当しない、介護福祉士、社会福祉士又は精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有する者、心理指導担当職員、作業療法士、サービス管理責任者（サービス管理責任者の研修を修了した者を含む）、児童発達支援管理責任者（児童発達支援管理責任者の研修を修了した者を含む）、強度行動障害支援者養成研修修了者のうち、概ね勤続年数5年以上の支援業務を行う職員（生活支援員、児童指導員、職業指導員、保育士、世話人）をいう。

3 この要綱において「その他の職員」とは、前項に該当しない職員をいう。

第2章 処遇改善手当

(支給要件)

第3条 処遇改善手当は、次に掲げる職員（施設長は除く。）に対して支給する。

(1) 生活支援員、職業指導員、児童指導員、世話人等、支援業務に従事する者。

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員は支給対象外であるが、当面同等の扱いとする。

(支給額)

第4条 処遇改善手当は、その月の1日に在職した正規職員に月額32,000円を給与日に支給する。但し、最初の支給となる月は、勤務の日数に応じて支給する。

2 パート職員は時給に上乗せして給与日に支給する。

(支給期間)

第5条 処遇改善による手当の支給期間は、令和4年4月から令和5年3月までとする。

第3章 特定処遇改善手当

(支給要件)

第6条 この手当は福祉・介護職員等特定処遇改善加算が対象となる事業に携わる職員で、第2条に定義した職員（施設長を除く。）を支給対象とする。

2 支給要件として、支給期間の勤務日数が支給日以前に8割を超える正規職員とする。

(支給額)

第7条 経験・技能のある障害福祉人材に該当する職員には、年額200,000円を支給する。

2 他の障害福祉人材に該当する職員には、年額140,000円を支給する。

3 その他の職員に該当する職員のうち対象となる職員には、年額70,000円を支給する。

(支給日)

第8条 支給日は、令和5年3月31日とする。

(支給調整)

第9条 令和4年4月から令和5年1月分までの福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算出し、その差異によっては支給額の変更をすることがある。また、令和5年2月分及び令和5年3月分の加算額が総支給額より少ない場合は、次年度に支給額の調整を行う。

第4章 雑則

(その他)

第10条 この要綱は令和5年4月1日に失効し、令和5年度の要綱は新たに理事長が定める。

2 この手当は、福祉・介護職員等処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算がある間支給する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日に施行する。